

表1

上下水道料金の経過と改定案

区分	改定期	昭和56年2月		昭和60年4月		昭和61年4月		昭和62年4月 (改定案)	
		金額	上昇率	金額	上昇率	金額	上昇率	金額	上昇率
下水道料金	1ヶ月 20m ³ 使用	850円	0%	1,250円	47.1%	1,250円	0%	1,700円	36.0%
	1ヶ月 25m ³ 使用	1,075円	0%	1,600円	48.8%	1,600円	0%	2,200円	37.5%
上水道料金	1ヶ月 20m ³ 使用	1,620円	24.6%	1,620円	0%	2,010円	24.1%	2,010円	0%
	1ヶ月 25m ³ 使用	2,170円	27.6%	2,170円	0%	2,710円	24.9%	2,710円	0%
計	1ヶ月 20m ³ 使用	2,470円	14.9%	2,870円	16.2%	3,260円	13.4%	3,710円	13.8%
	1ヶ月 25m ³ 使用	3,245円	16.9%	3,770円	16.2%	4,310円	14.3%	4,910円	13.9%
備考	下水道料金 基本料金(10m ³ まで)400円 超過料金(1m ³ につき)45円	下水道料金 基本料金(10m ³ まで)550円 超過料金(1m ³ につき)70円	下水道料金 基本料金(10m ³ まで)700円 超過料金(1m ³ につき)100円	下水道料金 基本料金(10m ³ まで)760円 超過料金 11~20m ³ (1m ³ につき) 100円 21~25m ³ (1m ³ につき) 110円	下水道料金 基本料金(10m ³ まで)550円 超過料金(1m ³ につき)70円	下水道料金 基本料金(10m ³ まで)620円 超過料金 11~20m ³ (1m ³ につき) 100円 21~25m ³ (1m ³ につき) 110円	下水道料金 基本料金(10m ³ まで)760円 超過料金 11~20m ³ (1m ³ につき) 125円 21~25m ³ (1m ³ につき) 125円	下水道料金 基本料金(10m ³ まで)760円 超過料金 11~20m ³ (1m ³ につき) 125円 21~25m ³ (1m ³ につき) 140円	下水道料金 基本料金(10m ³ まで)760円 超過料金 11~20m ³ (1m ³ につき) 125円 21~25m ³ (1m ³ につき) 140円

表2 改定案による1トン当たりの必要経費と使用料の関係

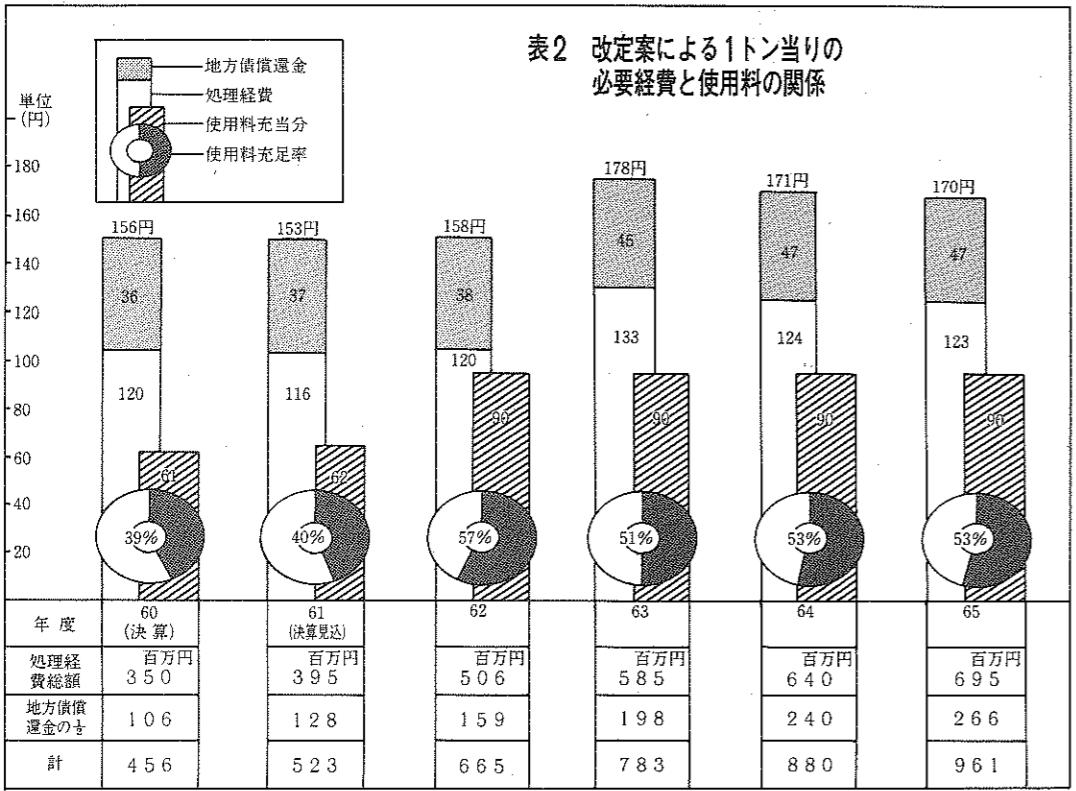


表6 近隣市町使用料金一覧 (一般用モデル料金)

区分	使用料金(モデル料金)				施行年月日
	10m ³	25m ³	50m ³	100m ³	
八幡市 現行	550円	1,600円	3,350円	6,850円	60.4.1.
八幡市 改定案	700円	2,200円	4,700円	9,700円	62.4.11(予定)
木津町	1,020円	2,670円	5,820円	12,320円	61.4.1.
宇治市	1,000円	2,600円	5,650円	12,650円	61.8.1.
亀岡市	690円	1,965円	4,865円	11,865円	57.4.1.
田辺町	650円	1,750円	4,050円	8,800円	60.12.27
長岡京市	500円	1,375円	2,975円	6,225円	54.11.1.
向日市	900円	1,350円	2,950円	6,200円	54.11.1.
京都市	330円	1,305円	3,430円	7,930円	56.1.1.
大山崎町	400円	1,025円	2,250円	5,250円	54.10.26
枚方市	500円	1,350円	3,860円	9,350円	57.4.1.
参考					

上・下水道を合わせて標準で14%の引上げ

激しい負担増を避ける

普及に比例する支入

下水道は文化のローマー

とされるべきだ

といふべきだ

上・下水道を合わせて標準で14%の引上げ

激しい負担増を避ける

下水道は文化のローマー

といふべきだ

公売の お知らせ

市では、男山地区内に市が所有する宅地を市民のみなさんを対象に公売。この募集案内書である市有土地等公売実施要領の配布を2月5日から始めます。

この用地は、これまで男山団地の開発に関連した公共事業の代替地として提供してきたところですが、西山下奈良線を最後に、関連公共事業が終了。今後、その必要性がなくなったため宅地を必要とする市民のみなさんを公売するものです。なお、公売にあたり、大きな宅地については適当な面積となるよう分譲しました。公売の実施要領の主な内容は次のとおりですが、詳しくは総務部総務課までお問い合わせください。

公売します

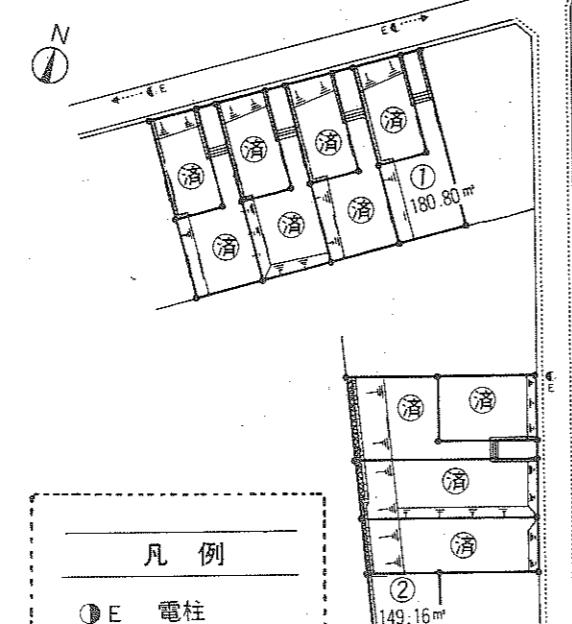
●公告締覧期間及び市有土地等公売実施要領の配布

2月5日(木)～2月14日(土)
市役所総務部総務課(2階②番窓口)

●入札参加申込受付及び資格審査

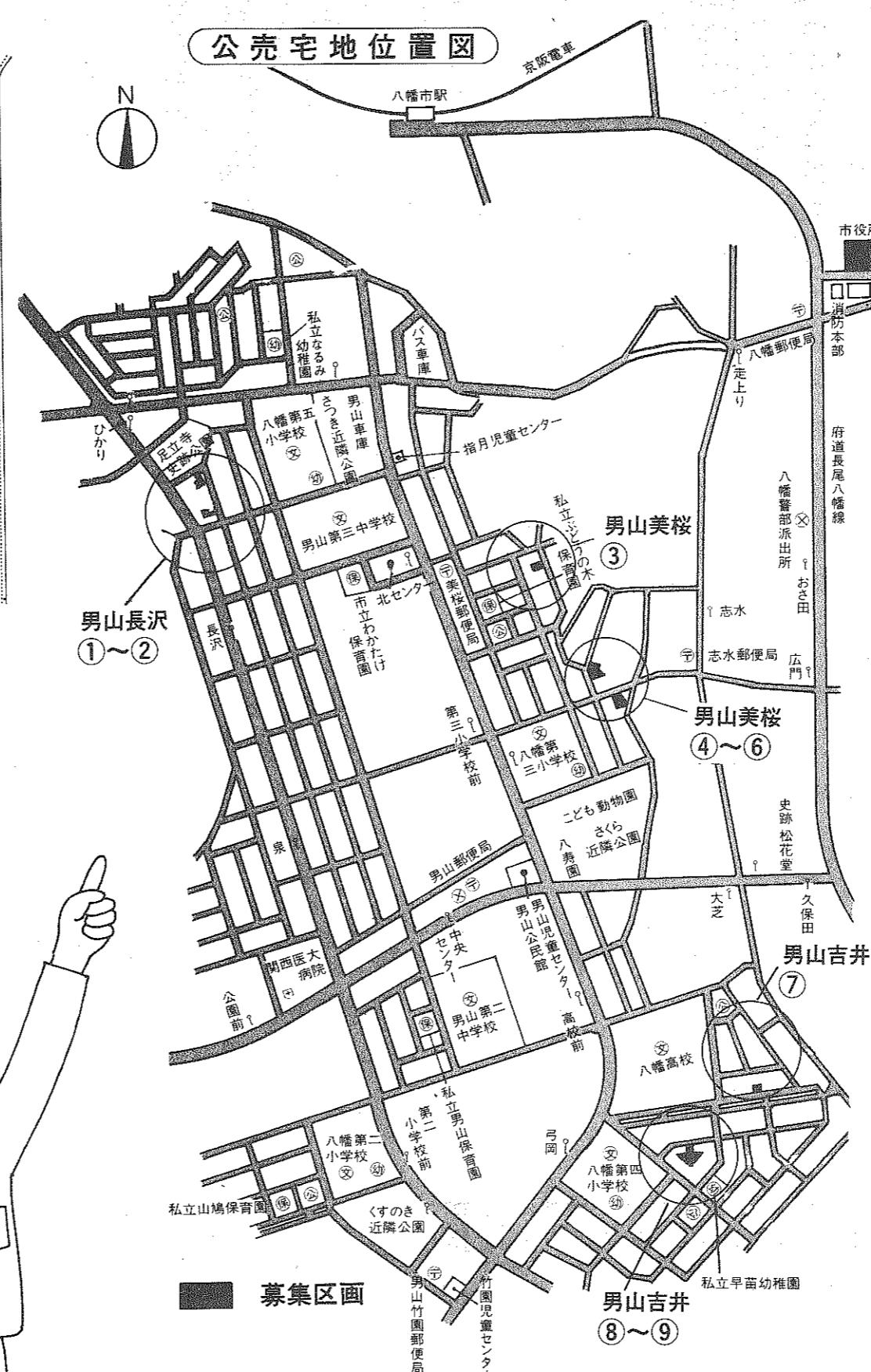
2月12日(木)～2月18日(水)
公告締覧・要領配布及び参加申込受付時間は、午前の部については8時30分から11時30分まで、午後の部は1時から4時30分までです。なお土曜日の午後、日曜・祝日は休みです。

男山長沢地区①～②

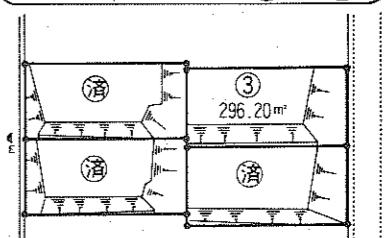


凡 例	
● E	電柱
→	支線
□	法面
▨	宅内ブロック 積擁壁
----	コンクリート 擁壁

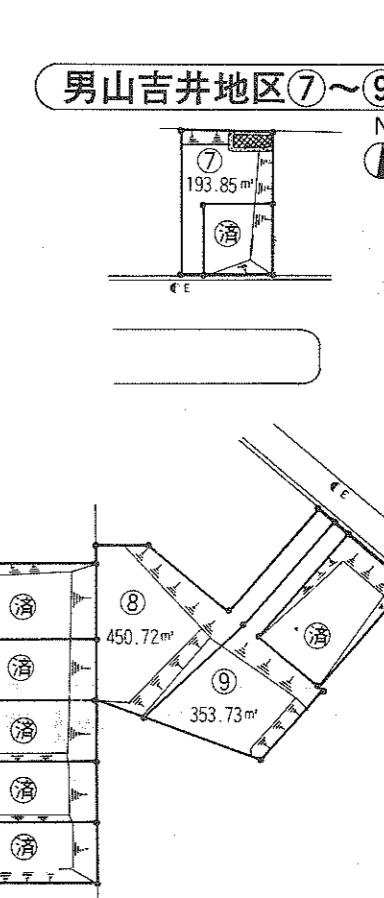
公売宅地位置図



男山美桜地区③～⑥



男山吉井地区⑦～⑨



(注) ⑥号地は一部地役権付宅地です。

入札参加者の資格



- 次の①および⑨の両方の条件に該当する人に限ります。
- ①八幡市に昭和62年2月1日現在居住していることが住民票によって確認できる人。
- ②地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号に定める者に該当しない人。(入札参加資格のない人がした入札は無効)

●入札保証金の納入期限・場所 2月20日(金)までに市役所会計課へ納入していただくことになります。

●入札実施日 2月25日(水)、2月26日(木)

●入札時間

実施日	時間	物 件
2月25日(水)	午前10時～	① 八幡市男山長沢4-17
	午後11時～	② 男山長沢4-7
	午後1時～	③ 男山美桜3-3
	午後2時～	④ 男山美桜14-7
	午後3時～	⑤ 男山美桜14-8
	午後4時～	⑥ 男山美桜15-1
2月26日(木)	午前10時～	⑦ 男山吉井13-7
	午後11時～	⑧ 男山吉井28-12
	午後1時～	⑨ 男山吉井28-25
	午後2時～	⑩ 男山吉井28-25

●入札の会場 八幡市文化センター3階講習室5(八幡高畠5-5)

●宅地の引渡し予定 3月31日

入札方式
により

9区画を公売します

お問い合わせ 八幡市役所総務部総務課 2983-1111

府営住宅

優先入居者登録を開始

京都府では、毎年1～2回、府営住宅の空家への優先入居者を募集しますが、市では、これに先だつて、募集時に希望者に連絡をするために、あらかじめ登録をしていただこうことにしました。

優先入居対象者	老人世帯
	母子世帯
	心身障害者世帯 (戦傷病者を含む)
	車いす使用者の いる世帯 (車いす専用住宅が あります)

登録連絡先

児童課 福祉課 983-1111

八幡市奨学会(入学金・修学金)

第2次申請を受付

市では、経済的理由により高校、大学への修学を断念されることがないよう奨学会制度を設け、審査により貸付を行っています。

第2次申請の受付を次のとおり行いますので、希望者はお申し込みください。

《申請資格》

本市に世帯を有し、今春高校・大学(短大を含む)に進学する学生であること

《貸付金額及び人数》

●入学金 ▷公立大学 250,000円 若干名

▷私立大学 500,000円 若干名

●修学金 ▷公立高校 月額 5,000円 若干名

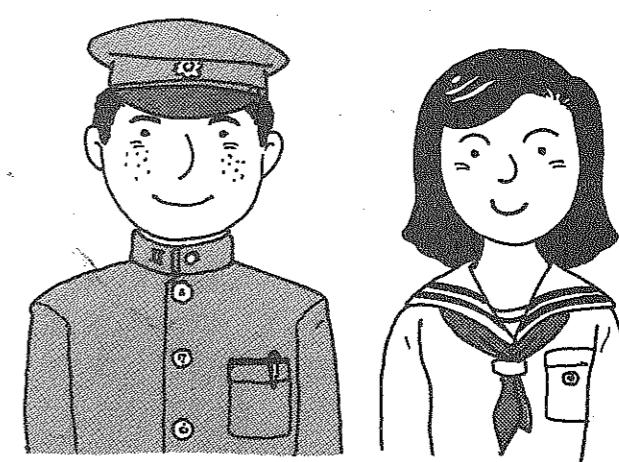
▷私立高校 月額 22,000円 若干名

《申請期間》

昭和62年2月12日から2月21日まで

《必要書類》

申請書、所得証明書、住民票謄本



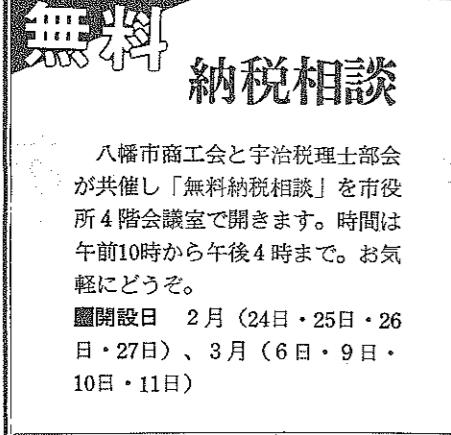
◆お問い合わせ

八幡市教育委員会 学校教育課

☎ 983-1111 内線 319

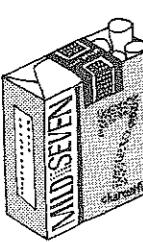


住宅取得控除申告説明会	2月4日	全区域対象 市役所4階会議室 午前10時~12時
住宅取得控除還付申告受付	2月4日	全区域対象 市役所4階会議室 午後1時~3時30分
確定申告説明会	2月13日	全区域対象 市役所4階会議室 午後1時30分~4時
所得税・住民税(事業税)申告納税相談	2月24日	竹園番屋・石城弓町・吉井松里地区対象 男山公民館第2会議室 午前9時~午後4時
	2月25日	24日実施以外の男山地区対象 男山公民館第2会議室 午前9時~午後4時
	2月26日	橋本地区対象 橋本公民館 午前9時~午後4時
	2月27日	6区対象 南ヶ丘駒保館 午前9時~午後4時



八幡市商工会と宇治税理士部会が共催し「無料納税相談」を市役所4階会議室で開きます。時間は午前10時から午後4時まで。お気軽にどうぞ。

開設日 2月(24・25・26日・27日)、3月(6日・9日・10日・11日)



たばこは市内で

八幡市議会議員一般選挙

立候補予定者説明会

2月26日(木)
午後1時30分から
消防本部2階会議室

昭和62年4月26日執行予定の八幡市議会議員一般選挙に立候補を予定されている方の説明会を行います。当日は、立候補の届出に必要な書類を配布するとともに、選挙権について必要な事項の説明を行います。立候補を予定されている方は、必ず出席をされるようお知らせします。

◆お問い合わせ 八幡市選挙管理委員会事務局(☎983-1111)

登録変更の確認を

軽自動車や单车の所有者

移転・まつ消

住宅ローン等の返済額に応じた控除

税額が控除される場合

特別控除「試験研究費」の4種類がある。また、このほかに税金から差し引く金額に「収入課税」と「源泉課税」と「外税控除」がある。

このなかで、住宅取得控除

除について詳しく述べる。

自らの居住する住宅を購入

された人は、よく読みて申告

してくだ。

この制度は、住宅ローン等の

控除をとことんあります。

なお、昭和61年10月1日からの

昭和61年12月31日までの間に

購入した場合、入居する年

間最も高20万円の所得控除

があります。

控除するところです。

なお、昭和61年10月1日か

昭和61年12月31日までの間に

購入した場合は、控除

してはじめて新規の通

用を開始することがあります。

必ず、新規の通用を開始

してはじめて控除

することができます。

控除する年は、昭和61年3月1日か

昭和62年3月1日までの間に

購入した場合、控除

することができます。</

